

# 信託における委託者の意思の実現と課税についての覚書

京都女子大学大学院研修者 住 永 佳 奈

## 目 次

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| I 問題の所在                                 | III 日本法への示唆                |
| II 米国法                                  | 1. 生命保険信託における委託者           |
| 1. Grantor trust rules                  | 2. 「信託財産の給付を受ける」とはどのようなことか |
| 2. Burnet v. Wells, 289 U.S. 670 (1933) | IV おわりに                    |
| 3. 信託所得の用途                              |                            |
| 4. 委託者による財産の支配                          |                            |

## I 問題の所在

本稿は、米国連邦最高裁判所判決である Burnet v. Wells, 289 U.S. 670 (1933) (以下では「Wells 判決」または「Wells 事件」という)<sup>(1)</sup>を素材として、委託者が自身の家族へ利益をもたらす目的で設定される信託<sup>(2)</sup>において、委託者が信託所得<sup>(3)</sup>の課税をうける要件について、信託所得の用途における委託者の意思の反映という観点から、日本法への示唆を求めるものである。

所得税法13条2項は、「信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）」を、同条1項が定める受益者とみなして、その者がその信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられ

る収益および費用をその者の収益および費用とみなすと定める<sup>(4)</sup>。受益者とみなされるのは委託者に限らないが<sup>(5)</sup>、委託者に関しては、現在の信託法のもとでは、信託行為に別段の定めがない限り委託者は信託を変更する権限を有していると考えられることから<sup>(6)</sup>、委託者が同条2項に基づいて受益者とみなされるかどうかは、当該信託の信託財産の給付を受けることとされているといえるかどうかによると思われる。所得税基本通達13-8では、委託者が信託の変更をする権限を現に有し、かつ信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合など、2つの場合について、委託者が受益者とみなされて所得税法13条1項が適用されると示されている<sup>(7)</sup>。しかし、これは例示であって<sup>(8)</sup>、他のどのような場合に委託者が同条2項に基づいて受益者とみなされるかは、必ずしも明らかでない<sup>(9)</sup>。同条は、新しい信託法<sup>(10)</sup>の制定をうけて平成19年度税制改正<sup>(11)</sup>で整備されたものであ

るが、いまだその適用の有無が争われた裁判例等は少ないと思われる<sup>(12)</sup>。

このような状況を背景として、本稿は、委託者が信託財産の給付を受けるといえるのはどのような場合かを明らかにする一助として、*Wells* 判決をもとに、信託における委託者による「受益」のあり方と、それに対する租税法の対応を検討する。これから日本でも信託の利活用がさらに活発になると予想される<sup>(13)</sup>なかで、家族という、他の場合とは課税上異なる取扱いを受けうる<sup>(14)</sup>関係性のもとで設定される信託において特に生じうる問題を明らかにすることは、信託の設定により課される税の予測可能性を高め、信託のさらなる利用促進と信託税制の発展につながると思われる<sup>(15)</sup>。

家族へ利益をもたらすことを目的とする信託においては、信託財産から生じる信託所得について委託者が課税をうけるかどうかは、①所得課税における家族というあり方（およびその定義の不存在）<sup>(16)</sup>、②委託者の意思の実現という信託の目的<sup>(17)</sup>、③所得は稼得者ごとに捕捉されるが消費は家族ごとに捕捉されうるとい所得課税の「単位」<sup>(18)</sup>の3つの要素が組み合わさることにより、複雑なものとなっている。本稿は、上記②に着目して、家族へ利益をもたらすことを目的とする信託において委託者へ課税する理由づけとして、意思の実現により委託者に生じる便益に由来するという説明を取り上げて論じる。なお、上記①として挙げた、租税法における家族の意味の検討は、それ自体が論じるに値する非常に大きなテーマであり<sup>(19)</sup>、上記③は、それが理論的および技術的な側面として表れているものと考えうる。しかし、家族という言葉は租税実定法で用いられておらず<sup>(20)</sup>、また、人間のまとまりのあり方が多様化している現代社会において<sup>(21)</sup>、家族の一般的な説明は困難であると思われるため<sup>(22)</sup>、本稿は、家族の語を定義せず用いることとしたい。

## Ⅱ 米 国 法

### 1. Grantor trust rules

米国の判例の検討に入る前に、ここで、米国内法における信託の委託者への課税のあり方を概観しておきたい。本稿の関心からは、米国内法における課税の特徴として、委託者へ課税する要件が制定法で列挙されており、それら諸要件に該当しない場合は、「信託に対する支配と管理 (his dominion and control over the trust)<sup>(23)</sup>」を有しているというのみでは、内国歳入法典<sup>(24)</sup>61条（以下では「I.R.C. § 61」のように記す）その他の規定に基づいて信託の何らかの項目が委託者その他の者の課税所得または諸控除の計算に含まれることはない、制定法で明らかに定められている点が特筆される。以下、本稿では、実質的な所有者 (substantial owners) と扱われる委託者その他の者について定める I.R.C. § § 671-679 をまとめて「grantor trust rules」という<sup>(25)</sup>。

「実質的な所有者としての委託者その他の者へ帰属する信託の所得、控除および税額控除 (Trust income, deductions, and credits attributable to grantors and others as substantial owners)」と題する I.R.C. § 671は、grantor trust rules<sup>(26)</sup>によって、委託者その他の者が信託の何らかの部分の所有者として扱われる場合は、信託のその部分に割り当てられうる信託所得、控除および税額控除の諸項目は、その者の課税所得および諸控除の計算に含まれると定める。委託者等への課税が行われる場合、その者は、信託財産を構成する資産を直接保有しているとみなされる<sup>(27)</sup>。特筆すべきこととして、I.R.C. § 671は、grantor trust rules で定められている場合を除き、委託者その他の者が信託に対して支配と管理を有しているというのみでは、信託の何らかの項目を委託者その他の者の課税所得または諸控除の計算に含めることはしないと定めている<sup>(28)</sup>。

委託者へ課税する要件が制定法で列挙されている理由は、その沿革にある。Grantor trust rulesのうち、現行法のI.R.C. § 676およびI.R.C. § 677は、1924年歳入法で定められたものである<sup>(29)</sup>。これに加えて、*Helvering v. Clifford*, 309 U.S. 331 (1940)<sup>(30)</sup>において、信託所得が委託者に課税されるかどうかを判断するにあたり、連邦最高裁判所が「肝心なことは (our point here)、どれかひとつの事実が決定的であるということは通常なく、我々が言及したような考慮要素および事情のすべてが、所有 (ownership) の問いに関連をもつのであり、そして、この問題についての事実認定のための適切な根拠である<sup>(31)</sup>」と述べて、信託所得の蓄積または分配に関する委託者の裁量や、委託者の広範な信託の管理権、信託所得は委託者の妻へ分配されることになっていたという事実といった諸要素を総合考慮するというアプローチをとった<sup>(32)</sup>ことをうけて、訴訟が大量に提起されたことから、1946年に財務省規則<sup>(33)</sup>、そしてその財務省規則を立法するものとして1954年にI.R.C. § 671-675が制定されるに至ったのである<sup>(34)</sup>。

信託へ移転された財産に対する支配と管理を委託者が手放す場合は、委託者とは別個のものとしての信託の存在が認識されるが、委託者が信託財産に対して支配と管理を有している場合は、grantor trust rulesにより、信託は委託者とは別個の存在とは考えられない<sup>(35)</sup>。Grantor trust rulesの諸規定は、大要<sup>(36)</sup>、①信託設定時に、納税者が信託財産または信託所得の価値に対して有する取戻権 (a reversionary interest) の価値が一定の割合をこえている場合 (I.R.C. § 673)、②委託者等が相反当事者 (adverse party<sup>(37)</sup>) の承認または同意なく、信託財産または信託所得の受益的享受 (beneficial enjoyment) をしうる場合 (I.R.C. § 674)、③信託の管理権限に基づいて委託者が利益を得ることができる、あるいは実際に利益を得る場合 (I.R.C. § 675)、④委託者が、信託の一部について、委

託者もしくは非相反当事者またはその両者によっていつでも行使されうる撤回権 (the power to revest in the grantor title) を有する場合 (I.R.C. § 676)、⑤相反当事者の承認または同意なしに、あるいは委託者等の裁量によって、所得を自身またはその配偶者へ分配するなどの特定の行為をすることができる場合 (I.R.C. § 677) は、信託のうち委託者がそのような権限を有する部分については、委託者を所有者と取り扱う<sup>(38)</sup>ことを定める<sup>(39)</sup>。

## 2. *Burnet v. Wells*, 289 U.S. 670 (1933)<sup>(40)</sup>

*Wells* 事件で直接に争われたのは、「立法権の限界 (the boundaries of legislative power)<sup>(41)</sup>」、すなわち、現在のI.R.C. § 677(a)(3)の前身である1924年歳入法および1926年歳入法219条(h)が、合衆国憲法修正第5条<sup>(42)</sup>が定めるデュー・プロセスに反するかどうかである。I.R.C. § 677(a)(3)は、信託所得が、委託者または委託者の配偶者の生命にかけられる保険の証券に係る保険料の支払いに対して、相反当事者の承認または同意なしに用いられる、または、委託者と非相反当事者<sup>(43)</sup>のいずれかまたは両方の裁量によって用いられる場合は<sup>(44)</sup>、委託者は、I.R.C. § 674<sup>(45)</sup>にかかわらず、信託のうちその部分について、所有者と取り扱われるものとすることを定める<sup>(46)</sup>。連邦最高裁判所は、「納税者が特権や便益を享受しており、その特権や便益が、その者を所有者とみなして課税することが合理的かつ正当だと認められる程度に実質的かつ重要であるならば、その者に対して納税義務を課すことができる<sup>(47)</sup>」と述べて、1924年歳入法および1926年歳入法219条(h)は特権や便益に無関係な負担を課しているとはいえないとして、納税者の主張を退けた。

本稿の関心からは、これら制定法がどのような理由から合憲とされたか、すなわち、委託者とは別個の存在である信託における信託所得について、生命保険の保険料にあてる場合には委託者に課税する、すなわち委託者は

信託所得について課税をうけるに足る所有 (ownership) があるとみなされるのはなぜかが問われる。

*Wells* 判決の事案は次のとおりである<sup>(48)</sup>。1922年から1923年にかけて<sup>(49)</sup>、納税者 Frederick B. Wells は5つの撤回不可能な (irrevocable) 信託<sup>(50)</sup>を設定し、株式を受託者へ移転した<sup>(51)</sup>。これら信託のうちのひとつである信託 No.1 を例に挙げると、この信託の受託者は the Minneapolis Trust Company、受益者は納税者の娘で、信託所得は、委託者を被保険者とし、受託者を受取人とする10万ドルの生命保険証券に係る毎年の保険料の支払いにあてることとされていた<sup>(52)</sup>。保険料を支払った後に余った信託所得は、さらに1年分の保険料を支払うのに十分な金額まで蓄積され、それでもなお余りがある場合は、受託者の裁量により、受益者へ支払われることとされていた。委託者の死亡時には、受託者はその生命保険証券に係る保険給付を請求し、その収益を用いて、委託者の遺産財団 (estate) に属する有価証券を購入することになっていた。この有価証券は、受益者の存命中は信託の一部として保有され、それから生じる所得は受益者が受け取ることになっていた。受益者の死亡時には、信託は終了し、信託財産は、受益者が遺言で指定する通りに分割され、あるいは、指定がない場合は受益者の子孫が、子孫がない場合は委託者の息子たちが受け取ることとされていた。

納税者は、1924、25、26年分の自身の所得の申告にあたり、信託所得のいかなる部分も自身の所得に含めなかった。課税庁は、信託所得が生命保険証券に係る保険料の支払いにあてられた限りで、不足税額を査定した<sup>(53)</sup>。

連邦最高裁判所は、まず、生命保険契約の性質について、保険に由来する利益は他者に生じる (accrue) ものではあるが、被保険者である委託者は契約の保全における利益を有するとして、「これ [筆者注：生命保険契

約] によって生み出される権利および利益 (rights and interests) は、その収益 [筆者注：保険金] を受け取ることになる人々にのみ付与されているというわけではない。それは、保険者と共同してその契約の効力を生じさせた被保険者にも付与されている<sup>(54)</sup>」と述べた。そのうえで、「Wells は、これら信託の設定によって、自身の所得を親類の利益のためにあてる以上のことをした。彼は、同時に、彼自身の契約 [筆者注：生命保険契約] の維持、彼が維持されてほしいと望む利益 (interest) の保護に彼の所得をあてた。達成されるべき目的は、組み合わせで考えられねばならない<sup>(55)</sup>」として、保険料を支払う原資としての信託所得の帰属について、本件の委託者にとっての生命保険契約の意義<sup>(56)</sup>および、その保険料を支払い続けるという信託の目的から、次のように述べた。「信託設定の動機は、他の動機に加えて、経済的な変化によってその選択 [筆者注：保険料の不払いによる生命保険契約の消滅] を強いられるかもしれないという可能性であった。実際に、彼は受託者へ、彼の生涯の残りの期間、自身の所得の一部をこれら契約の維持へあてるだろうと言っており、それほどに (so much)、これら生命保険契約は彼の心の平和と幸福 (his peace of mind and happiness) を表すものであった。納税者の行為によって、自身が扶養すべき人々 (dependents) を支える目的で彼の名義でなされた保険契約の維持のために永久にあてられる所得は、それを彼のものとして課税するのに何も恣意的や専制的でないという意味で、また、何も恣意的や専制的でない程度で、彼の便益のために用いられる所得である<sup>(57)</sup>。」

さらに、信託所得を生命保険契約に係る保険料の支払いにあてることについて、連邦最高裁判所は、委託者の意思に基づき予め決められていたとして、次のように判示した。「保険証券を維持するための信託には、予め決められた道筋に沿って所得を用いることを指示

する権限の、委託者による継続的な行使が含まれている。この点において、保険証券を維持するための信託は、信託所得が妻や親類へ支払われるけれども、信託の委託者 (founder) が信託所得の使途に自身の意思を反映させるために何もしていないがゆえに、信託所得が制約なしに受益者によって費消、放棄または浪費されうる信託とは、区別されねばならない。本件では、これらと他の諸ケースに適用されるべき原則を区別して特徴づける必要はない。考慮されるだろう要素は、当事者間の関係と、通常の人々が拘束的 (binding) であると認識している義務を免除するための移転の傾向であろう。[...] いま、我々はそれら諸要素の意味内容には立ち入らない。本件では、信託所得があてられるべき用途が、一貫して、最初に明らかに述べられた委託者の意思に従っていた。大方の人々にとって固定的な負担 (fixed charge) であり、Wells にとっても疑いなくそうであった、ある特定の支出、彼が契約上の権利を維持したいと思うならば続けられねばならなかったであろう支出は、特定の方法でみだされることとなっていた<sup>(58)</sup>。」

### 3. 信託所得の用途

Wells 判決において、生命保険契約の保険料の支払いにあてられた信託所得が委託者の所得として課税すべきと判示された理由を、判旨に沿って敷衍する。Wells 判決では、連邦最高裁判所が、信託所得を委託者の所得として課税すべきと考えた理由は、納税者が「信託の設定によって、自身の所得を親類の利益のためにあてる以上のこと<sup>(59)</sup>」、具体的には、「彼自身の契約の維持と、彼が維持を望む利益の保護に自身の所得をあて<sup>(60)</sup>」ることをした、という判示に明確に表れている。確かに、生命保険契約に由来する利益は、本事件では、信託を通じて受益者が受け取ることとされている<sup>(61)</sup>。しかし、判決によれば、生命保険契約は「切実な社会的義務<sup>(62)</sup>」で

あり「委託者の心の平和と幸福<sup>(63)</sup>」を意味するものであるから、生命保険契約は、その義務の履行により、現実的な金銭を信託の受益者へもたらすとともに委託者へ満足をもたらすという意味で、委託者のためのものでもあり、したがって、その契約を維持するために行われる保険料の支払いは委託者に便益を与えらるゝとして、保険料の支払いにあてられる信託所得は「委託者の便益のためにあてられる<sup>(64)</sup>」ものであるとされたのである<sup>(65)</sup>。

Wells 事件で示された問いは、委託者の便益のためにあてられたがゆえに委託者の所得として課税する、といえるほどの信託所得の用途はどのようなものか、ということである<sup>(66)</sup>。Wells 事件について、家族や共同体全体の所得と、それが1人 (the head of a family) に課税されてはならないかどうかという問題を提起すると論じるもの<sup>(67)</sup>もあり、家族全体の所得という考え方からは、信託所得を委託者の所得として課税する理由は、家族と委託者を同視して、家族による将来の受益を委託者による受益とみなすためであると説明することもできよう。これに対して、本稿の考察からは、委託者の家族による受益を委託者本人による受益とみなすのではなく、家族に将来受益させるための行為である保険料の支払いそのものが、そのことのみで委託者の便益となる、あるいは、それに先立って、納税者が満足を手に入れる手段として、生命保険契約の保険料を支払う信託を設定して信託財産として株式を移転することによって、その時に、株式に由来する所得を徴収する権利を処分した<sup>(68)</sup>と考える<sup>(69)</sup>。

信託所得が委託者の便益のためにあてられたことに加えて、Wells 事件では、委託者による、予め決められた道筋に沿って信託所得を利用することを指示する権限の継続的な行使<sup>(70)</sup>があったことが、判決において重要な意味をもっている。連邦最高裁判所は、受益者が信託所得を制約なく使用できる信託の場合には、信託所得を委託者へ課税するかどうか

かを検討するにあたっては、当事者間の関係と、通常の人々が拘束的 (binding) であると認識している義務を免除するための移転の傾向が考慮されるだろうとしたうえで、*Wells* 事件では、信託所得があてられるべき用途が、一貫して、最初に明らかに述べられた委託者の意思に従っていたことから、それら諸要素の意味内容の検討には立ち入らないと判示した<sup>(71)</sup>。

しかし、信託は「ある者 (受託者) が、別の者 (委託者) の要求により、第三者 (受益者) の利益のために保有する財産権 (a property interest)<sup>(72)</sup>」であり、「信託が有効であるためには、信託は、特定された財産を含み、委託者の意思を反映し、合法的な目的のために設定されたものであらねばならない<sup>(73)</sup>」という特徴を有する。すなわち、信託には必然的に委託者の意思が取り込まれるものであることに鑑みると、*Wells* 事件の場合のように、委託者は法的には信託財産の所有を失っている<sup>(74)</sup>にもかかわらず、信託所得の用途に委託者の意思が反映されている<sup>(75)</sup>ことを根拠に委託者への課税を行うと、委託者の便益のためにあてられるとして委託者へ課税される範囲は相当に広くなりうるだろう<sup>(76)</sup>。

#### 4. 委託者による財産の支配

上記Ⅱ3. でみたように、*Wells* 事件では、委託者は信託財産に対する支配を完全に失っていたが、信託所得の用途を指示する権限の行使があったことが、信託所得を委託者のものとして課税することを正当化する理由のひとつとされた。しかし、委託者は、たとえ信託財産と形式的には関係を失ったとしても、信託財産の価値を高める活動に従事するといったかたちで、実質的に信託財産との関係を保つことができると考えられる<sup>(77)</sup>。また、そもそも信託は、委託者の意思を実現するという目的のために設定されるものである<sup>(78)</sup>。つまり、信託所得の用途の指示のみならず、信託の設定、信託財産の価値増加のための活

動といったさまざまな局面および程度で、委託者は信託に影響をもっていると考えられる。

このような、委託者が信託に対してもつ影響に着目して、委託者の存命中<sup>(79)</sup>は、(特定の制定法によらず) 委託者に対して課税が行われるべきであるとする考え方がある<sup>(80)</sup>。確認可能な存命中の個人の、絶対的 (in fee) あるいはそれに等しい財産になるまでは、その財産の所有 (ownership) が委託者から移転するとみなされるべきでないとの考えに基づき、委託者を存命中は信託財産の所有者と取り扱うことによって、信託所得を委託者よりも税率が低い受益者へ集中させることによる租税回避の防止が達成されると考えるのである<sup>(81)</sup>。この考え方に基づけば、inter vivos trusts<sup>(82)</sup>はすべて委託者へ課税が行われることになるので、現行法の grantor trust rules は不要になる<sup>(83)</sup>。

本稿の関心からは、この考え方の特色は、grantor trust rules や連邦贈与税が課税のメルクマールとする、信託へ財産を移転する委託者はその十分な支配と管理を手放したかどうか<sup>(84)</sup>、つまり委託者のもつ権利 (interest) に着目するのではなく、その権利の元である財産 (property) がいつ委託者から他の者に取得されるかに着目し<sup>(85)</sup>、委託者が存命中である信託の場合には、たとえ権利が移転されとしても、財産の所有 (ownership) は委託者から完全には移転されていないとして、委託者への課税を正当化する点にある<sup>(86)</sup>。ただし、財産の所有の意味<sup>(87)</sup>は必ずしも明らかでない。また、信託へ移転した財産がまだ他の者に取得されていない (信託財産として保有されている) こと<sup>(88)</sup>および、その信託財産の価値増加のための活動など委託者が信託に影響を及ぼしうることが、財産を委託者が所有すると擬制し、それから生じる所得を委託者の所得とする理由として十分といえるのかは、事案ごとの検討が必要であろう<sup>(89)</sup>。

### Ⅲ 日本法への示唆

#### 1. 生命保険信託における委託者

Wells 事件では、信託所得が、委託者を被保険者とし受託者を受取人とする生命保険契約に係る毎年の保険料の支払いにあてることとされており、委託者の死亡時には、受託者がその生命保険証券に係る保険給付を請求し、その収益を用いて、委託者の遺産財団に属する有価証券を購入することになっていった<sup>(90)</sup>。生命保険契約と信託に関する日本法の特徴<sup>(91)</sup>として、生命保険信託について、相続税法基本通達9の2-7が、「いわゆる生命保険信託に関する権利については、生命保険契約に関する規定（法第3条及び第5条）の適用があることに留意する。」と述べていることが挙げられる。生命保険信託は、租税法における定義はなされておらず<sup>(92)</sup>、「委託者（信託を依頼する保険契約者）が、生命保険契約に基づく保険金受取の権利すなわち生命保険債権を受託会社に信託し、委託者は受託会社を保険金受取人に指定（生命保険契約締結と同時に生命保険信託を設定する場合）または変更し（既存の生命保険契約につき生命保険信託を設定する場合）、満期または保険事故発生の場合には、受託会社にその保険金を受領させ、受託会社はその保険金を信託契約で定めるところにしたがい受益者のために管理運用し、または交付するもの<sup>(93)</sup>」などと説明される。本稿の検討対象は、信託における委託者がうける便益とその所得課税のあり方であるため、生命保険金の実質的な受取人としての生命保険信託の受益者に関する相続税または贈与税についてのものである相続税法基本通達9の2-7を正面から扱うことはしないが、相続税法3条または5条において保険金受取人が取得したものとみなされる保険金の金額の計算方法は保険料の負担者と関連するため、ここで簡単に触れる<sup>(94)</sup>。

相続税法基本通達9の2-7の趣旨は、生命

保険信託における受託者は、信託契約に従い受益者のために受領した生命保険金を管理運用するので、実質的には、受益者がその生命保険金を受け取ったのと異なるところがないことから、生命保険信託に関する権利については信託財産として相続税法9条を適用するのではなく、生命保険契約に関する規定である相続税法3条または5条が適用されるということである、と説明される<sup>(95)</sup>。相続税法3条を例にとると、同条1項1号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金等を取得した場合は、当該保険金受取人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料等の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続または遺贈により取得したものとみなすと定める<sup>(96)</sup>。

Wells 判決からは、相続税法3条1項1号等に基づいて、被相続人など保険金受取人以外の者が保険料を負担した部分が相続等により移転するとみなされるところ、委託者が保険料を直接支払うのではなく、委託者が信託へ移転した財産から生じる信託所得を用いて保険料が支払われる場合も、委託者が保険料に相当する金額を負担しているところをどう扱うか<sup>(97)</sup>、とらえうるとして、どのような理由によるか<sup>(98)</sup>ということが問われよう。Wells 事件の事案に即するならば、被相続人（に将来なるが、まだ存命中の者）が、保険金を原資として家族に受益させる目的で、撤回不可能な信託を設定して株式等を信託財産として移転し、信託所得の用途として、生命保険契約の保険料の支払いならびに将来の保険金の運用および分配を示す<sup>(99)</sup>場合は、保険料の支払いを誰が負担したと構成するべきかということである。

#### 2. 「信託財産の給付を受ける」とはどのようなことか

より根源的なこととして、米国法の検討か

らは、grantor trust rules の諸規定と比較して、所得税法13条2項の「当該信託の信託財産の給付を受ける」という文言が包括的であり、その結果として、委託者が、何に、どの程度の支配と管理があれば、あるいは、委託者にどれほどの便益が生じていれば、委託者が課税をうけることとされるのかが、明らかでないことが指摘できる<sup>(100)</sup>。解釈論としては、例えば、*Wells* 事件の事案のように、信託所得（信託財産に帰せられる収益<sup>(101)</sup>）の用途を信託設定時に生命保険契約に係る保険料の支払いと指示した委託者が「当該信託の信託財産の給付を受ける」といえるかは、委託者は残余財産を得ない<sup>(102)</sup>ことや、生命保険契約の維持が現在の日本の社会状況において「心の平和と幸福<sup>(103)</sup>」であり委託者の便益といえるかどうかに検討を要することに鑑みると、困難であるとも考えうる。しかし、本稿で示したように<sup>(104)</sup>、生命保険契約の保険料の支払いにより利益を受けるのは、保険金に由来する利益を享受する受益者でなく、家族に将来受益させるための行為である保険料の支払いそのものが、そのことのみで委託者の利益となると考えるのであれば、解釈上も、信託の実質的な受益者は委託者であると考えて、保険料にあてた信託所得を委託者へ課税する余地があるかもしれない<sup>(105)</sup>。「当該信託の信託財産の給付を受ける」の意味を、委託者が直接に何らかの財産の給付を受ける場合に限定するべきか、あるいは、他者へ給付を行うことが委託者の利益となる時も、委託者は「当該信託の信託財産の給付を受ける」と考えるべきかどうかについて、*Wells* 判決は、どのような者のどのような用途のために信託所得を利用することが、委託者が自ら信託財産の給付を受ける場合と同視するか、という観点を提示する点に意義がある<sup>(106)</sup>。

立法論としては、このような、委託者が、特定の用途のために信託を利用して自身の意思を実現する<sup>(107)</sup>場合に、委託者に課税を行

うことを、制度として採用するかどうか<sup>(108)</sup>、どのような用途であれば信託所得が委託者の便益のために用いられるといえるかが問われよう<sup>(109)</sup>。米国法における grantor trust rules と同様に、委託者へ課税が行われる要件を法で明示的に列挙し、それら要件に該当しない場合であっても、所得の割当てを行う信託や消費のための支出を行う信託については、私法上の取引を課税上否認するという、より一般的な方法によって、委託者へ課税が行われる場合と同様の課税結果を導くというあり方も考えうる<sup>(110)</sup>。しかし、このような方法は、事案ごとの判断を要するものであり、課税庁と裁判所にとって負荷が大きい<sup>(111)</sup>。

#### IV おわりに

本稿は、米国の連邦最高裁判所判決である *Wells* 判決を素材として、信託における委託者の意思の実現が課税にどのような影響をもちうるかを検討し、信託所得を委託者の所得として課税する根拠を論じることによって、日本の所得税法13条2項における、委託者が「当該信託の信託財産の給付を受ける」ことの意味について、解釈上および立法論上の手がかりを得ることを試みた。*Wells* 判決の意義は、I.R.C. § 677(a)(3)（特定の生命保険契約の保険料の支払いにあてられた信託所得を委託者の所得として課税することを定める）の前身である1924年歳入法および1926年歳入法219条(h)の合憲性を判断するにあたり、そのような信託所得をなぜ委託者の所得として課税することができるか<sup>(112)</sup>を分析した点にある。すなわち、*Wells* 判決において、連邦最高裁判所は、①生命保険契約の維持のために永久にあてられる信託所得は、それを委託者のものとして課税することが恣意的や専制的でないほどに、委託者の便益のために用いられるものであるといえる、②信託所得があてられるべき用途が、一貫して、委託者の意思、すなわち生命保険契約を維持するため



の保険料の支払いにあてられていた、の2点を挙げて、委託者を被保険者とする生命保険契約の保険料の支払いにあてられた信託所得を、委託者の所得として課税するに足りるだけの理由があると判示した。日本法でも、所得税法13条2項に基づいて信託の受益者とみなされる委託者とはどのようなものか、すなわち、委託者が信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益および費用を委託者の収益および費用とみなして課税が行われるのはどのような場合か、なぜそのような場合に委託者へ課税できるかについて、明確にすることが望まれる。

信託における委託者の意思の実現とそれによる便益の享受についての課税の探究は、本稿で検討できなかつた、所得課税における家族のあり方<sup>(13)</sup>とも関連して、所得課税における信託の位置づけや、所得税が課されるべき所得の意味を問うことにつながる。

#### 【注】

(1) *Wells* 事件を紹介するものとして、須貝脩一「米国所得税法における家族の課税(六)」税法学48号9頁(1954年)がある。また、*Wells* 判決およびそれに続く下級審判決を分析したものとして、Kana Suminaga, *The "Control" of Trust Income by the Grantor and the Tax Implications*, available at Kyoto University Research Information Repository (2019) (<http://hdl.handle.net/2433/244280> [最終閲覧日: 2022年8月23日])がある。同論文では、*Wells* 判決において委託者への課税の根拠として挙げられたことを、信託財産の支配、信託所得の方向づけ、信託所得の受益、の3点に分け、これらを並列して分析し、委託者による信託所得の方向づけと信託所得の受益について、受益のみでは委託者へ課税する要件として足りず、信託所得の方向づけという要素は必ず要るのではないかということ、ま

た、見かけ上、家族内での信託の設定や所得移転であろうとも、家族という関係性が存在するだけでは委託者へ課税するのに十分とはいえないことを論じた。同論文では米国における議論を分析したのに対して、本稿は、*Wells* 判決で述べられた委託者へ課税すべき理由から、日本の所得課税へ示唆を求める点に特色がある。後掲注(4)も参照。

- (2) 家族という関係のもとで設定される信託は、家族信託 (family trust) と呼ばれることもある。Family trust は、血縁関係、姻戚関係または法律によって相互に関連をもつ人々に利益を与えるために設定された信託 (A trust created to benefit persons who are related to one another by blood, affinity, or law) と説明される。See "family trust" in BLACK'S LAW DICTIONARY (11th ed. 2019), available at Westlaw Next. 米国における家族信託のあり方について、英国法との対比も踏まえて紹介するものとして、バーバラ・R・ハウザー、新井誠・岸本雄次郎(共訳)「米国における今日の家族信託 (Family Trust) の利用状況」信託224号33頁(2005年)参照。
- (3) 以下、本稿では、岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集31号75頁(2010年)に倣い、「信託財産」というときは、信託された財産(元本)およびその後生じた収益で留保されているものの両者を含む意味で用いる。同論文75頁(脚注2)参照。また、「信託所得」というときは、信託財産に生じた所得(収益および元本増加益)という意味で用いる。同論文76頁および83頁参照。
- (4) 相続税法における特定委託者に関連してであるが、「[...] 平成19年度の税制改正では、このグランター・トラスト(及びマリクロード・トラスト)の考え方が取り入れられているようにも考えられる」と述べるものとして、川口幸彦「信託法改正と相

「相続税・贈与税の諸問題」税務大学校論叢57号254頁(2008年)、355頁(脚注(166))参照。特定委託者については後掲注(5)も参照。

- (5) 所得税法13条2項が適用されるのは、委託者に限られないという意味で、相続税法における特定委託者という用語はミスリーディングであると述べるものとして、佐藤英明『新版 信託と課税』(弘文堂、2020年)428頁(脚注(17))参照。相続税法9条の2第5項は、「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)」を特定委託者という定めを定める。軽微な変更をする権限については相続税法施行令1条の7参照。特定委託者の要件は、「[...] 基本的に信託は、委託者の意思により受託者が信託財産を管理、処分等をするものであることから、委託者は何の権利も有さずとも課税関係を生ぜしめるべきとの考え方もあるが、相続人などの委託者の地位を引き継いだ者などの立場を考えると、やはり、課税関係を生ぜしめるには、受益者ほどではないにしろ、受託者等に対する一定の権限と財産的な裏付けが必要であるとの考えから」定まっていると説明される。武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』(第一法規)1085の29頁参照。相続税法9条の2第5項に関して、渚圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」学習院大学法学会雑誌48巻1号37頁(2012年)、49頁は、信託設定時の贈与税・相続税の課税のタイミングを、信託財産を構成する資産が委託者から離脱する時であるとし、この離脱の判断にあたって、委託者の「信託の変更をする権限」と「信託財産の給付を受ける」ことのいずれかが失われることを基準していると論じる。

- (6) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』(第一法規)1137頁参照。「信託法においては、委託者は信託行為に別段の定めがない限り信託の変更をする権限を有することとされ、残余財産受益者又は帰属権利者の定めがなければ委託者を帰属権利者として指定する旨の定めがあったものとみなすこととされていることから、委託者に関し、信託行為に別段の定めがなく、かつ、残余財産受益者等についての定めがない場合には委託者がみなし受益者に該当することになる。」国税庁ウェブサイト「【第9条の2((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利))関係】」(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/070704/05.htm> [最終閲覧日:2022年8月23日])も参照。また、「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有」するという部分を、受託者のfiduciary dutyが向けられている相手であると広く解すべきことを主張するものとして、渚圭吾「税法との関係における信託財産を構成する個々の財産の人的帰属」信託研究奨励金論集38号83頁(2017年)、87-88頁参照。

- (7) 帰属権利者も「信託財産の給付を受けること」という要件をみたすと述べるものとして、佐藤・前掲注(5)427頁参照。
- (8) 所得税基本通達13-8(受益者とみなされる委託者)は、次のように示している(下線部は筆者)。

13-8 法第13条第2項の規定により受益者とみなされる者には、同項に規定する信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。[中略]

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第182条第2項に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利

- 者（以下この項において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合
- (9) 所得税法13条2項が定めるものを含む、いわゆるみなし受益者に関して、どの程度のものを、信託の変更権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受けることとされている者の射程に含めるかが、解釈問題として重要であると夙に指摘していたものとして、占部裕典「信託税制への提言」新井誠・神田秀樹・木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011年）541頁、544頁および、占部裕典「裁量信託と外国信託」占部裕典『信託取引と信託課税の法理』（慈学社出版、2018年）365頁、407-408頁参照。
- (10) 平成18年12月15日法律第108号。
- (11) 平成19年3月30日法律第6号。
- (12) 米国でも、委託者課税に関する訴訟はほとんどないとされる。See BITTKER & LOKKEN, FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS ¶ 80.1.1, available at Westlaw Next. (訴訟の少なさは、Clifford 判決をうけて1946年に制定された財務省規則および1954年に制定された法律 (grantor trust rules) が、信託を設計する者 (draftsmen) が厄介な問題の大半を回避できるほど十分な明確さを持っており、かつ、課税以外の目的の大半は課税されるラインに近づきすぎることなく達成できるほど十分に自由度があることを示す、と述べると同時に、エンフォースメントの不活発さも示唆する。) なお、信託に蓄積された信託所得には I.R.C. § 1(e) が定める圧縮された (最高税率に早く至る) 税率が適用されることおよび、いわゆるキディー・タックス (I.R.C. § 1(g)) によって、grantor trust rules にはかつてほどの重要性はないとされる。See MARVIN A. CHIRELSTEIN & LAWRENCE ZELENAK, FEDERAL INCOME TAXATION (14th ed.) (Foundation Press, 2018) 272; see also Jay A. Soled, *Reforming the Grantor Trust Rules*, 76 NOTRE DAME L. REV. 375, 376-377 (2001). したがって、grantor trust rules を回避することによって、適用される税率がより低い納税者への投資所得の移転が可能になるのは、現在では、信託所得が蓄積されるのではなく当期に (currently) 分配され、かつ、その信託所得の分配をうける受益者が kiddie tax が適用されない大人である場合のみである。See CHIRELSTEIN & ZELENAK, *id.* at 272-273.
- (13) 信託財産総額は10年連続で史上最高額を更新しており、2022年3月末の信託財産総額は、約1,524兆円である。一般社団法人信託協会「NEWS RELEASE (令和4年6月30日付け) 信託財産総額が1,500兆円を突破 (信託の受託概況 (2022年3月末現在))」([https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/202206/trusts\\_20220630.pdf](https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/202206/trusts_20220630.pdf) [最終閲覧日: 2022年8月23日]) 参照。
- (14) 家族という関係のもとで行われる財産移転および役務提供については、課税関係が生じない場合があることを論じるものとして、岡村忠生「消費・投資の場としての家族—租税理論の観点から」租税法研究48号43頁 (2020年)、43-45頁参照。また、渡辺智之「岡村報告に対するコメント」租税法研究48号60頁 (2020年)、61頁は、このような家族内での取引で課税関係が生じないことを「[...] (単なる執行可能性を考慮した便宜的措置ではなく) 課税の適用可能性の本来的な限界にも関連しているのではないか」と指摘する。
- (15) 首藤重幸「夫婦・親子と租税法 (若干のコメント)」日税研論集81号345頁 (2022年)、352頁は、「夫婦・親子の法関係の組成につき、現在の民法の制度の硬直性を修正する手法としての信託の有用性には注目していく必要がある」と述べる。家族のあり方と信託、租税法については、後掲注(16)

および (22) も参照。

(16) 家族という語は、辞書においては、例えば「夫婦の配偶関係や親子・兄弟などの血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団」(『広辞苑』(第7版)(岩波書店、2018年)参照)や、「①血縁関係、姻戚関係または法律によって結びつけられた、特に2または3世代内の人的集団、②両親とその子どもからなる集団、③ひいては、同居し、通常は家庭における責務を共同して負う (have a shared commitment to a domestic relationship) 人々の集団(See “FAMILY” in BLACK’S LAW DICTIONARY, *supra* note 2)」として説明される。しかし、現代では、これらの説明では捉えきれないと思われる多様な人的まとまりがあり、家族とは違った説明の仕方も試みられている。たとえば、親密圏について、法的構成を試みるものとして、二宮周平「家族法理論と立法のあり方」二宮周平編集代表『現代家族法講座 第1巻 個人、国家と家族』(日本評論社、2020年)1頁、租税法の立場から親密圏を概観するものとして、藤谷武史「家族と(再)分配」租税法研究48号63頁(2020年)、66-67頁がある。なお、委託者が得る満足は、家族という関係性に由来するものに必ずしも限られないであろうことも、ここで付言しておく。

(17) 信託とは、特定の方法により、「特定の者が一定の目的(専らその者の利益を図る目的を除く。[...] )に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとする事」をいう。信託法2条1項。また、「信託は、本来、グラントー(委託者)の意思をもっとも重視して、そのスキームを考えることが本来の信託の利用であるとされている。」と述べるものとして、水野恵子『金融資産・信託財産の課税と理論』(中央経済社、2017年)244頁参照。

(18) See Anthony C. Infanti, *Decentralizing*

*Family: An Inclusive Proposal for Individual Tax Filing in the United States*, 2010 UTAH L. REV. 605, 615-616 (2010). 家族の個々のメンバーを別々の納税者と扱うことの、最も重要な例外として、いわゆるキディー・タックス (I.R.C. §1 (g)) と、夫婦合算申告が挙げられる。See CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 12, at 245 (fn.1).

(19) たとえば岡村忠生「所得税と家族—課税単位および配偶者控除を中心として—」日税研論集74号25頁(2018年)参照。俯瞰的な視点に立って、家族の税制のこれからの役割を提案するものとして、藤谷・前掲注(16)がある。「[シンポジウム] 家族と税制」租税法研究48号109頁(2020年)、125頁および127頁の藤谷教授の発言も参照。

(20) 岡村・前掲注(14)44頁参照。

(21) 夫婦・親子関係に関連する近年の社会の変化および民法改正の動向ならびに、これから議論となるであろう諸論点を紹介するものとして、橋本有生「夫婦及び親子関係の変化と民法改正：最近10年間の動向」日税研論集81号1頁(2022年)参照。

(22) 前掲注(16)参照。家族の意味や家族像が多様化すると、「家族だから○○」(○○の部分には、「一体感がある」といった感情的な表現や、「ケアを担わなければならない」といった社会道徳的な義務感の表現が入ることもあれば、「課税関係が生じない」という租税法上の取扱いも入りうる)という言説や、その逆(「○○だから家族」)は、妥当しづらくなると思われる。日本の相続税制に関する特筆すべき指摘として、森信茂樹「藤谷報告に対するコメント」租税法研究48号82頁(2020年)、84頁は「[...] わが国では、家族とは何かという問題を、扶養と同居という2つの要素で判断し、今日の日本型相続税を構築してきたといえるのではなからうか」と述べる。家族の多様化に対しては、家族の多様化は個人の多様化に根ざすものであるから個人を単位とし

- て税制上の対応を検討すべきとする考え方（谷口勢津夫「加藤報告に対するコメント」租税法研究48号17頁（2020年）、18頁）もあれば、親密圏など、家族とは異なる他の人的なまとまりを単位とすることも（執行を度外視すれば）考えるところである。本文で述べたように、本稿は、米国連邦最高裁判所判例において述べられた、委託者への課税における考慮要素を素材として、家族が信託における委託者と受益者として現れる（受託者も家族のメンバーでありうる）場合に、信託を通じた委託者の意思の実現は課税にどのような影響を持ちうるか、具体的な課税方法としてはどのようなものが考えるかを検討するものである。ここでは、家族という人的なまとまりにおける個人の不特定性（あるいは、家族内においては個人と個人の境界線が特定の場合に融けうること）を指摘するにとどめ、家族という関係性のもとにおける課税の特殊性については別稿を期したい。
- (23) I.R.C. § 671.
- (24) 本稿で引用する条文は、特に言及しない限り、1986年内国歳入法典（Internal Revenue Code of 1986）のものである。
- (25) Grantor trust rules は、内国歳入法典 Subtitle A（所得税）の Chapter 1における Subchapter J 内、Part I の Subpart E で定められている。なお、grantor trust rules の目的は、存命中の委託者に、信託に移転した財産における利益またはそのような財産に対する支配力（a power）を保持したまま所得を家族の他のメンバーへ移転することによる税の回避をさせないことであるから、Subpart E によって影響をうけるのは inter vivos trusts のみであるとされる。See CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 12, at 271. Grantor trust rules の沿革と概要については、see BITTKER & LOKKEN, *supra* note 12, at ¶ 80.1.1.
- (26) 内国歳入法典における grantor trust

- rules の位置については前掲注（25）参照。
- (27) 渕圭吾「アメリカ信託税制の諸問題」信託239号27頁（2009年）、31頁参照。
- (28) 財務省規則1.671-1条(c)は、将来所得の割当て（an assignment of future income）のケースには、その割当てが信託に対して行われるかどうかにかかわらず、grantor trust rules は適用されないと定める。また、信託がでっち上げである（sham）場合や、信託に経済的事実がない場合、あるいは信託における取決めが無視されていい加減な管理がなされる場合は、判例法により、委託者が課税されうると考えられてきた。See BITTKER, MCMAHON & ZELENAK, FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS, THIRD EDITION, at ¶ 38.01[5].
- (29) Revenue Act of 1924, Pub. L. No. 68-176, § § 219(g), (h), 43 Stat. 253, 277 (1924). 立法趣旨として、S. Rep. No. 398, 68th Cong., 1st Sess. (1924), *reprinted in* 1939-1 (Part 2) C.B. 266, 283. ((g)に関して、「撤回可能な信託の設定は、将来所得を受け取る権利の割当て以外の何物でもない。このような割当ては、割り当てた者の課税所得の増加をもたらさないので、撤回可能信託の設定はそうに機能するべきではない。そのような信託の所得は委託者の所得に含められるべきである。」、(h)に関して、委託者へ分配されうる、あるいは委託者を被保険者とする生命保険証券の保険料の支払いに用いられうる信託所得を委託者の総所得に含まれるものとする法案について、「信託は、委託者へ信託所得を分配することを認める、あるいは信託所得が委託者の便益のために使用されることを認める信託の条項を使うことによって、税を回避する（evade）ために用いられてきた。本項の目的は、この回避を阻止することである。」と述べる。）これら規定の射程が狭く、納税者による回避が容易であったことや、そのような納税者の行動に対して、内

国歳入庁は現行法の I.R.C. § 61 に基づいて信託所得を委託者に課税しようとしたことについて、*see* BITTKER & LOKKEN, *supra* note 12, at ¶ 80.1.1.

(30) *Clifford* 事件では、委託者は、妻を受益者として5年の期間を定めた信託を設定したが、信託財産である有価証券の議決権など信託へ移転した財産に関する広範な権限および、信託終了時における信託財産の取戻権を有していた。連邦最高裁判所は、委託者の信託財産に対する支配は本質的な点すべてにおいて信託設定後もそれ以前と変わらず、信託の設定は親密な家族集団内で所得の一次的な再配分をしているにすぎないため、1934年歳入法22条(a)の目的では委託者が信託財産の所有者であり続けており、したがって、委託者がその信託財産から生じる所得に課税されると判示した。*Clifford* 判決を詳細に分析する日本の論文として、たとえば海原文雄「信託の所得税におけるクリフォード原則」信託復刊73号40頁(1968年)がある。日本で *Clifford* 事件と同様の信託が設定された場合の課税を検討するものとして、川田剛「委託者信託により妻を受益者とした所得分割が認められなかった事例：米国 *Helvering v. Clifford*, 309 U.S. 331 (1940)」月刊税務事例50巻2号74頁(2018年)、77頁参照。なお、信託の受益者が委託者の親しい家族であるかそうでないかは課税に関係しない(*Clifford* 判決でも、契約を特に精査する必要があると判示されたにすぎない)と論じるものとして、*see* Note, *The Seventh Circuit v. the Clifford Regulations: Due Process Emancipates the Tax Avoider*, 62 *YALE L. J.* 1236, 1246 (1953). *See also* 10 MERTENS LAW OF FEDERAL INCOME TAXATION § 37:2 (“Family Solidarity Doctrine”).

(31) *Clifford*, 309 U.S. at 336.

(32) *See* CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 12, at 267; *see also* BITTKER & LOKKEN,

*supra* note 12, at ¶ 80.1.1.

(33) T.D. 5488, 1946-1 C.B. 19.

(34) *See* BITTKER & LOKKEN, *supra* note 12, at ¶ 80.1.1.

(35) *See* Soled, *supra*, note 12, at 379.

(36) Grantor trust rules の詳細については、*see* CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 12, at 271-275. 川口・前掲注(4) 334-339頁、佐藤・前掲注(5) 68-88頁、松永和美「米国の信託の税制について」信託238号29頁(2009年)、47-54頁、占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討—信託所得課税の比較法的考察—」総合税制研究2号20頁(1993年)、43-49頁および、水野忠恒「信託課税—アメリカ合衆国における信託税制—」、水野忠恒『国際課税の制度と理論—国際租税法の基礎的考察—』(有斐閣、2000年) 162頁、172-179頁[初出: 1997年]も参照。

(37) 相反当事者 (adverse party) とは、委託者への課税に関する規定が置かれている Subpart E (内国歳入法典における grantor trust rules の位置については前掲注(25)参照)の目的で、信託における実質的な受益的権利 (beneficial interest) を有する者で、その権利が、信託に関してその者が有する権限 (power) の行使または不行使によって、不利な影響を受ける (adversely affected) であろう場合をいう。I.R.C. § 672(a). 相反当事者の具体例として、「[...] 残余財産権利者甲が信託の撤回権限を有している場合、信託を撤回すれば甲は残余財産を得ることができないので、この権限に関しては甲は相反当事者であるということになる」とされる。佐藤・前掲注(5) 73頁参照。相反当事者は、「[...] もしも委託者の希望に従って権限を行使し、ないし、行使しないこととすると、自分が実質的な損失を被ることになるから、委託者の意図とは独立して権限の行使ないし不行使を決定するであろう、という基礎的な

- 考慮に立っている」とされる。同書73-74頁参照。なお、「相反当事者」という訳語は同書に依拠した。
- (38) ただし、第三者、受託者または受託者もしくは共同受託者として行為する委託者の裁量によって、委託者が法的に扶養または生活の維持の義務を負っている (legally obligated to support or maintain) 受益者 (委託者の配偶者を除く) の扶養または生活の維持のために、信託所得が割当てまたは分配されることがありうるというだけで、そうした所得が、I.R.C. § 677(a) その他 Chapter 1 の諸規定に基づいて委託者へ課税されると考えられるわけではなく、その目的で現に割当てまたは分配が行われる程度で、委託者へ課税があるとされる。I.R.C. § 677(b)。なお、I.R.C. § 677(a)は、撤回権を委託者が有する場合に委託者へ課税を行うことを定める I.R.C. § 676を補完して、委託者が信託財産の撤回権を持たない場合でも、委託者に分配される、または分配されうる所得については委託者へ課税することを定めるものである。See BITTKER, MCMAHON & ZELENAK, *supra* note 28, at ¶ 38.04[1].
- (39) このほか、用語の定義等を行う I.R.C. § 672、委託者以外の者で信託の一部の所有者と扱われるべき者について定める I.R.C. § 678および、外国信託に関する定めである I.R.C. § 679がある。
- (40) *Wells* 判決を扱う論文として、see Suminaga, *supra* note 1. 本稿は、*Wells* 判決の「*Wells* は、これら信託の設定によって、自身の所得を親類の利益のためにあて<sup>る</sup>以上のことをした。彼は、同時に、彼自身の契約 [筆者注：委託者である *Wells* を被保険者とし、信託を通じて娘など親類に受益させる生命保険証券] の維持、彼が維持されてほしいと望む利益 (interest) の保護に信託所得をあてた。達成されるべき目的は、組み合わせで考えられねばならぬ
- い」(*Wells*, 289 U.S. at 680. 下線部は筆者) という部分および、委託者の「心の平和と幸福」(*id.*) であるところの生命保険契約の維持にあてられる所得は「その限りで、委託者の便益のために用いられる所得である」(*id.* at 680-681.) という部分に着目し、米国法から日本の所得税法13条2項の解釈および委託者課税の立法論へ示唆を求めることを目的として、生命保険の保険料にあてた信託所得を委託者の所得として課税する理由は、委託者の家族等が受け取る保険金に由来する利益ではなく、生命保険を維持することそのものにより委託者自身に生じる満足であるとの観点から考察を行う点に特色がある。
- (41) *Wells*, 289 U.S. at 677.
- (42) 合衆国憲法修正第5条は、その一部において、「何人も、法の適正な手続によらずに、生命、自由または財産を奪われない。」と定める。訳語について、高橋和之編「新版 世界憲法集 第2版」(岩波書店、2012年) 77頁 (土井真一訳) 参照。
- (43) 非相反当事者とは、相反当事者でない者をいう。I.R.C. § 672(b).
- (44) I.R.C. § 170(c) が定める目的のための、支払いを取り消すことができない保険証券は除かれる。I.R.C. § 677(a)(3)。I.R.C. § 677(a)(3)は、1969年に適用対象が拡張されて、委託者に関する生命保険のみならず委託者の配偶者の生命保険も適用対象に含むものとされたことを除けば、1924年に制定されて以来変わっていないとされる。See BITTKER & LOKKEN, *supra* note 12, at ¶ 80.5.
- (45) I.R.C. § 674(a)は、信託のうち、相反当事者の承認または同意なしに、委託者と非相反当事者のいずれかまたは両方が、その元本または元本から生じる所得の受益的な享受 (beneficial enjoyment) を処分する権限を行使しうる部分については、委託者が信託のその部分の所有者と取り扱われる

ことを定める。

- (46) I.R.C. § 677(a) (3) の特徴について、*see* BITTKER, MCMAHON & ZELENAK, *supra* note 28, at 38.05. (信託財産または信託所得が委託者自身の経済的利益のために用いられる I.R.C. § 676, 677(a) (1) および 677(a) (2) とは異なり、I.R.C. § 677(a) (3) は、委託者またはその配偶者の生命保険の保険料を支払うために用いられる所得について、たとえ委託者が信託財産に他の権利を有しておらず、かつ、受益者に対するその生命保険証券の割当てが撤回不可能であっても、委託者へ課税することから、生命保険信託は、生命保険契約の維持と同程度に優先度が高いであろう子供の大学進学や職業教育等の目的のために信託所得を用いる信託よりも、容赦ない扱いを受けていると述べる。)
- (47) *Wells*, 289 U.S. at 678.
- (48) *Id.* at 673-674. *See also* Suminaga, *supra* note 1, at 5.
- (49) 納税者による信託の設定は1924年法の制定に先立つことから、本件には、法の遡及適用という論点もある。この点に関して、連邦最高裁判所は、1924年法の制定時にすでに存在していた信託についても委託者へ課税すると定めることについて「現年度の所得をこえて負担を過去に投げかけることはしていないならば、連邦議会は圧制的であるとはいえない。」と判示した。*Wells*, 289 U.S. at 682-683.
- (50) 委託者は、信託を変更する権限も留保していなかった。*Wells v. C.I.R.*, 63 F.2d 425 at 429 (8th Cir. 1933).
- (51) 5つの信託のうち2つには、生命保険証券だけでなく、傷害保険証券 (accident insurance policies) も信託財産に含まれており、その保険料も、信託所得を用いて支払われた。本件の下級審において、連邦第8巡回区控訴裁判所は、傷害保険は身体が不自由になる場合に納税者が一定の金額を受け取るものであり、信託所得で保険料が

支払われた年に、納税者は少なくともその契約の価値の限りで金銭的に豊かになっているとして、保険料として支払った金額を委託者へ課税することは憲法に反しないと述べた。*Id.* at 441-443. 信託所得のうち、傷害保険の保険料として用いられた部分については、連邦最高裁判所では争われていない。

- (52) その他の4つの信託の受益者は、委託者の娘、息子その他親類 (のちに委託者の妻になる人が含まれる) であった。*Wells*, 289 U.S. at 673-674.
- (53) 不足税額の査定は、生命保険証券の維持にあてられた所得に限られていた。*Id.* at 674.
- (54) *Id.* at 679.
- (55) *Id.* at 680.
- (56) 扶養すべき人々 (dependents) のための保険について、連邦最高裁判所は「今日、多くの人の考えでは、切実な社会的義務 (a pressing social duty) (*id.* at 681)」である、あるいは、「義務でないにしても、家族の予算の中ではありふれた項目であり、痛ましい犠牲を払って維持されることが非常に多く、極度にどうしようもない場合 (under dire compulsion) にのみ放棄される (*id.*)」ものであると考えている。そのうえで、「息子と娘が用いるための生命保険証券に係る保険料を支払う目的で父親が設定した信託が、その証券の失効を防ぐには保険料を支払わねばならない者にとって便益でないと論じることは、むだな努力だろう [...] 概して、証券の維持のための信託の目的は、扶養すべき人々のために備える (make provision for dependents) ことである、あるいは、少なくとも、立法者がそのように考えることは不合理ではないだろう (*id.*)」と結論づけている。
- (57) *Id.* at 680-681.
- (58) *Id.* at 681-682.
- (59) *Id.* at 680.



- (60) *Id.*
- (61) Wells が設定した信託の受益者について、前掲注 (52) 参照。
- (62) *Id.* at 681.
- (63) *Id.* at 680.
- (64) *Id.*
- (65) *Wells* 判決の多数意見が納税者への課税を認めた根拠は、生命保険契約によるのでなければ被保険者たる納税者自身の資金から賄われるであろう、納税者が扶養義務を負う者たちの保護と道徳的義務の達成から生じる、被保険者への便益であると説明するものとして、*see Recent Case, Income Taxes — Who Is Subject to Tax — Taxation to Settlor of Income from Irrevocable Trusts Used to Pay Life Insurance Premiums*, 47 HARV. L. REV. 137, 137-138 (1933). *Cf. Comments, Federal Taxation of Personal Life Insurance Trusts*, 44 YALE L. J. 1409, 1414 (fn. 23) (1935). (*Wells* 判決では、家族集団 (family circle) や、被扶養者 (dependents) を養う道徳的義務が強調されたことについて、*Wells* 事件における信託の受益者には、遠縁の親戚女性や、信頼された被用者で後に委託者の妻になる者が含まれていたことから、*Wells* 事件そのものでは、この理由づけは部分的にしか正当化されえなかったであろうと述べる。) 生命保険がもつ経済的価値について、「保険契約者は生存することによっても利益を得なかったことにはならないのであり、そこで保険契約者の給付 (保険料支払) と対価関係に立つのは保険会社の危険負担給付であるとされる。事故があった際に保険金を受けられるという期待そのもの、すなわち会社から与えられる保障が、現実の経済的価値をもつという考え方である。」と述べるものとして、水野忠恒「生命保険税制の理論的問題 (上)」*ジュリスト*753号110頁 (1981年)、110-111頁参照 (強調は原文のまま)。
- (66) 佐藤・前掲注 (5) 202-203頁は、委託

者課税に関する立法論的検討として、委託者が信託財産運用権限を有する場合を委託者課税の要件のひとつとして取り入れるかどうかについて、「[...] ここで述べている委託者課税信託の制度の基本的な発想が所得分割に代表される租税回避への対処であり、信託財産の運用を指示しうること自体からはそのような効果が得られにくいことを考えれば、さしあたり、これらの場合を制度に取り込む必要はないものと思われる」としたうえで、「(ただし、そのような信託財産の運用から委託者が間接的に受益している場合に、委託者による間接受益の要件を満たすことを理由に委託者課税に該当することは別論である。)」と述べる。佐藤教授は、委託者課税信託とされるべき範囲に、委託者が信託収益を直接または間接的に享受しうる場合および、委託者が信託からの受益の内容等をコントロールしうる場合を含めておられる。同書198-203頁および429頁参照。

- (67) *See Recent Case, supra* note 65, at 138. 連邦最高裁判所が、家族という単位を委託者にとっての利益を測定する基礎と考えることは、課税所得についての現行の概念を広く拡大する予兆を示すと論じるものとして、*see Note, Irrevocable Trusts and the Federal Income Tax*, 49 YALE L. J. 1305, 1308 (1940). *See also* *Recent Case, supra* note 65, at 138 (*Wells* 判決の射程は不明確であり、家族や共同体の所得という問題を改めて提起すると述べる。); *Recent Case, Income Taxes — Who Is Subject to Tax — Taxation of Settlor on Income of Trust Spent by Beneficiary in Discharge of Settlor's Obligations*, 51 HARV. L. REV. 1116, 1117 (1938). (連邦最高裁判所は、保険のケースについては、家族の連帯性と委託者への満足の流入 (the flow of satisfaction) という、法的支配よりも広い根拠に基づいて課税を正当化してきたと述べる。) *See also*

Stanley S. Surrey, *Assignments of Income and Related Devices: Choice of the Taxable Person*, 33 COLUM. L. REV. 791, 831-833 (1933).

(68) *Helvering v. Horst*, 311 U.S. 112 (1940) (父親から息子へ社債の利札が満期前に贈与された場合に、満期時に受領される金額は贈与者と受贈者のいずれの所得とされるべきかが問題となった)において、*Wells* 判決は3回言及された。そのうちのひとつである、父親は金銭を受け取っていなくても、金銭またはそれと同価値のものの支出をすることによってのみ得られる満足を手に入れるなかで、利札を金銭または金銭同等の価値のあるものとして用いて、利札の処分 (disposition) から金銭同等の価値のあるものを引き出す、自分で利札を金銭に変えて受け取って、それを何らかの指定された目的に支出するのと同じくらい完全に、利札の取得により父親に生じている経済的利得の享受が実現された、という部分 (*Horst*, 311 U.S. at 117) で *Wells* 判決が言及されていることについて、納税者は金銭を受け取っていなくても金銭を使って得られるのと同じ満足を手に入れたことを指摘するものとして、see Suminaga, *supra* note 1, at 1-2 (fn.4). 本稿の関心からは、残りの2回の言及が、より意義深い。*Horst* 判決では、「納税者が金銭または財産のかたちで所得の支払いを受領しない場合でも、すでに納税者に発生していた経済的利得の成果を得る最後のステップが踏まれる時には実現が生じうる (*Horst*, 311 U.S. at 115)」および、「納税者自身が所得を徴収および使用して [筆者注：自分が欲しいと望む] 満足を手に入れるかどうかにかかわらず、また、そのような満足を手に入れる手段として、その所得を徴収する権利を処分するかどうかにかかわらず、納税者は等しく、自らの労働または投資の成果を享受し、自身が望むものの満足 (the satisfaction of

his desires) を得た (*id.* at 117)」と判示する部分において、「Cf.」として *Wells* 判決が示された。*Horst* 判決から *Wells* 判決をみた後知恵での解釈であるが、*Wells* 事件は、信託財産である株式から生じた所得を生命保険の保険料にあてたのみであって、社債の利札という金銭受領の蓋然性が高いものを満期直前に父親から息子へ直接に贈与した *Horst* 事件とは事情が異なるものの、信託を設定して信託財産として株式を移転し、信託所得の用途を生命保険の保険料の支払いと指示した時に、*Horst* 判決がいうところの「最後のステップ」が踏まれたといえるかもしれない。また、本文で述べたように、納税者が満足を手に入れる手段として、生命保険の保険料を支払う信託を設定しそこへ株式を移転することによって、株式に由来する所得を徴収する権利を処分したとも考えうる。*Horst* 判決は *Wells* 判決よりもかなり踏み込んだと評価するものとして、see Edmund W. Pavenstedt, *The Broadened Scope of Section 22(a): The Evolution of the Clifford Doctrine*, 51 YALE L. J. 213, 217 (fn.19) (1941). See also Ralph S. Rice, *Judicial Trends in Gratuitous Assignments to Avoid Federal Income Taxes*, 64 YALE L. J. 991, 993 (fn.3) (1955). *Wells* 事件と *Horst* 事件との事案の違いとして、贈与のための移転時に贈与されるものの用途に贈与者が制限を付けていたかどうかおよび、所得が贈与者の利益のために用いられたという証拠があるかどうかを挙げるものとして、see Recent Case, *Income Taxes — Who is Subject to Tax — Donor of Unmatured Bond Coupons Who Retained Scalped Bonds Held Not Taxable on Interest Later Collected by Donee*, 53 HARV. L. REV. 684, 685 (1940). なお、実質的な所有 (practical ownership) の指標としての、納税者による所得の享受 (enjoyment) について、連邦最高裁判所は、「享受」は

所得を処分することにより満足を獲得する能力であると定義しているように思われると論じるものとして、see Traci A. Sammeth, *Beyond the Fruit Tree: A Proposal for the Revision of the Assignment of Income Doctrine—Caruth Corp. v. United States*, 865 F.2d 644 (5th Cir. 1989), 65 WASH. L. REV. 229, 239-240 (1990).

- (69) Surrey, *supra* note 67, at 828は、将来の支払いの割当てが行われる場合は、割当てを行う者はその支払いに対する支配を前もって行使するにすぎず、その支払いの受け手を助けるという委託者の望みが支払いがなされる時に実現されるのだから、その支払いの受益的使用は委託者が得るという理解を述べたうえで、このような理解は、財源付生命保険信託の諸判決 (*Wells* 事件も挙げられている) のように、所得の「サービス」あるいは「満足の流入」概念 (a “services” or “flow of satisfactions” concept of income) に近い、すなわち、意図する受け手へ支払いがなされることによってある者が引き出す享受および便益 (the enjoyment and benefit) は、受け手でなくその者へ課税され、その便益の金銭的価値は、受け手へ支払われる金額によって測定されると論じる。ただし、委託者や贈与者が得る満足 (satisfaction) は、*Wells* 事件のように制定法に憲法上のお墨付きを与える場合には有用であるが、何が課税所得であるか、あるいは誰が課税されるかという問いには役立たないことを論じるものとして、see Lloyd George Soll, *Intra-Family Assignments: Attribution and Realization of Income (Second Installment)*, 7 TAX L. REV. 61 (1951), 66-67.
- (70) これに関して、*Wells* 事件の反対意見では、継続的な行使ではなく、「[...] 委託者の、そのような充当を指示する権限の行使は、撤回不可能な信託の設定に伴って開始し、かつ終了する。その後は、その権限は、

受託者も委託者も撤回または縮小できない許可に基づいて、受託者によって自動的に行使されねばならない。もちろん所得は受託者へ課税されるのであって、委託者にではない」と述べられた。*Wells*, 289 U.S. at 684.

- (71) *Id.* at 682.
- (72) See “TRUST” in BLACK’S LAW DICTIONARY, *supra* note 2.
- (73) *Id.*
- (74) *Wells* 判決では、生命保険契約の保険料の支払いにあてた信託所得を委託者へ課税する根拠とされたのは、信託所得を委託者の生命に係る生命保険料の支払いに用いるという取決めを行っていた点であって、委託者が信託財産または信託所得を所有していた、あるいは、委託者と信託は同一視できると考えられたわけではないことについて、see Suminaga, *supra* note 1, at 8-12.
- (75) 生命保険の保険料へ信託所得が支出されたが委託者による信託所得の方向づけは行われなかった裁判例を検討し、委託者へ課税する要件としては、委託者が財産から生じる所得を受益できるだけでは足りず、委託者が財産から生じる所得の方向づけをできるという要素は必要であると結論づけるものとして、see *id.* at 15-22.
- (76) CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 12, at 266は、委託者の法的な扶養義務を履行するために信託所得が使われる場合は委託者が課税されるのだから、生命保険信託で信託所得を用いて保険料が支払われる場合も同じカテゴリに入ると連邦議会が考えたのは合理的に思われる、と述べる。See also Harry B. Sutter and Anderson A. Owen, *Federal Taxation of Settlers of Trusts*, 33 MICH. L. REV. 1169, 1185 (1935). しかし、信託の委託者を被保険者とする生命保険契約は、委託者の死亡を保険事故として受取人が保険金を受領するものであることから、たとえその保険金が生前に委託者が

法的な扶養義務を負っていた者のために費消されるとしても、委託者の（道徳的にはともかく）法的な扶養義務の履行のために用いられるといえるかどうかは疑義があろう。委託者の死亡後に受益者が受ける給付の性質に関して、瀧・前掲注（5）50-51頁は、民事信託では、委託者について相続が開始するまでは信託財産を構成する資産が委託者に帰属するとみなして課税関係を考え、委託者が健在の間に受益者に行われる給付はその都度の委託者から受益者に対する贈与（あるいは扶養義務の履行）と構成するという立法論を示し、委託者死亡後（とりわけ不確定の）一定期間が経過してから給付を受け始める受益者の取扱いについては、「難問である」としたうえで、確定的な受益権を取得する者から給付（贈与ないし扶養）を受けるという考え方を述べる。扶養義務の履行にあてる信託所得については、I.R.C. § 677(b) および、それに関して前掲注（38）も参照。加えて、信託所得が、扶養義務など法的な義務の履行にあてられる場合と、委託者の自発的な意思に基づく他の行為にあてられる場合とで、委託者課税の有無を分ける、という線引きの是非も問われよう。

(77) 瀧・前掲注（5）49-50頁参照。所得課税における、同旨の主張として、瀧・前掲注（27）32頁参照。

(78) 前掲注（17）および（72）ならびにそれらに係る本文参照。

(79) CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 12, at 264は、信託への財産移転について、完全な贈与（outright gifts）に十分に似ているため課税の目的で有効であるものと、委託者の利益（interest）が支配的であり続けているため課税の目的では有効でないものとの間に線引きが必要であることを述べ、「移転された財産の実質的な所有者であるとみなされ続けることなしに、委託者はどのような権利や利益（rights and

interests）を保有することができるか」という問いを立てる。なお、瀧・前掲注（5）50頁および瀧圭吾「民事信託と課税」信託法研究37号73頁（2012年）、79頁では、「存命中」ではなく、「委託者が健在である期間」という表現がなされている。たしかに、委託者の心身の不調や加齢等の事情があると、委託者が信託財産の価値を高める活動を能動的に行うことが困難になり、そのことによって、委託者と信託財産との関係が弱まることが考えられる。その一方で、委託者と信託財産との関係は事実上のものであり、そのような関係性の弱化がどの程度であれば委託者と信託財産との関係が失われたといえるかの判断は困難である。したがって、本稿では、存命中という表現をとることとした。なお、委託者が会社のカリスマ的創業者で、その会社の株式を信託財産とした場合など、委託者が生きていること自体が、信託財産の価値を高める場合もあるかもしれないが、そのような場合は、委託者が信託財産の価値を能動的に高めているといえるかも問われよう。

(80) 日本での提案として、瀧・前掲注（27）32頁（所得税の文脈での提案）および、瀧・前掲注（5）49-53頁（相続税および贈与税の文脈での提案）参照。同旨の提案について、瀧・前掲注（79）79-80頁および、瀧圭吾「家族内における財産承継をめぐる租税法上の諸問題：民事信託の利用を念頭に」信託法研究44号63頁（2019年）67-68頁も参照。Dodgeの論文（後掲注（81））が参考にされている。この考え方のもとでは、委託者の存命中に受益者に対して行われる給付は、その都度、委託者から受益者に対する贈与または扶養義務の履行と構成し、委託者の死亡時に、委託者から受益者に対する遺贈があったとみなして相続税の課税を行う。瀧・前掲注（5）50頁および瀧・前掲注（79）79頁参照。

(81) See Joseph M. Dodge, *Simplifying Models*

- for the Income Taxation of Trusts and Estates*, 14 AM. J. TAX POL'Y 127 (1997), 150-156 and 166.
- (82) 委託者が存命中に設定され、効力を生ずる信託のことをいう。See "TRUST" in BLACK'S LAW DICTIONARY, *supra* note 2.
- (83) See Dodge, *supra* note 81, at 153-154.
- (84) *Id.* at 154 (fn.123).
- (85) *Id.* at 153-155.
- (86) 委託者が信託へ移転する財産は、存命中の委託者と最終的に分配をうける者との間で宙に浮いているとされる。*Id.* at 154. なお、*Wells* 事件における信託財産の支配については、see Suminaga, *supra* note 1, at 8-12.
- (87) 課税上の ownership については、瀧圭吾「所得課税における帰属 (tax ownership) をめぐる研究動向」学習院大学法学会雑誌45巻1号173頁(2009年)参照。より広く、財産の所有と譲渡について、拙著『課税の契機としての財産移転』(成文堂、2019年)も参照。日本法の文脈で、信託財産を構成する個々の財産の帰属について、委託者、受益者、またはそれ以外の信託から利益を受ける人たちの誰かに帰属すると評価できる関係がある場合はその者に信託財産が帰属するとして課税関係を考えるべきこと、および、所得税法13条にいう「受益者等」は信託の受託者が忠実義務ないし fiduciary duty を負う者とすべきであり、それは委託者でありうるし、信託法上の受益者であっても税法上の「受益者等」にあたらぬ場合もありうることを論じるものとして、瀧・前掲注(6) 86-88頁参照。
- (88) 岡村・前掲注(3) 84頁は、所得課税や相続贈与税は人に対する課税であり、納税義務者が何らかの利益を取得したことを担税力の指標としていることを根拠として、「[...] 信託財産と信託所得は分配されるまで誰のものでもないことが認識されるべきである」と述べて、信託所得を誰に帰属させるかというアプローチから信託段階で課税するアプローチへの転換を提言する。同論文83頁も参照。
- (89) *Wells* 事件の反対意見(Sutherland 判事)では、次のように述べられた。「本件の事実が示していることは、*Wells* は特定の撤回不可能な信託を設定したということだ。彼は受託者へ移転した財産における権原、権利あるいは支配の何の名残も保有していなかった。その結果は、現在の、完了した(executed)、明白な(outright)贈与であり、その時に設定者へ課税され得たであろう。[...] 贈与の対象物である財産が、その後、権原の変更なしには、決して委託者へ課税されえないということは、もちろん、あまりに明白であり論じるまでもない。他者の便益のためにその使い途が撤回不可能に固定されていたところの、このような財産からの所得が、それでもなお委託者の所得であり、委託者の財産として合法的に課税されうる、という主張を立証するには、社会的義務を履行するという目的や法的義務と区別されるところの道徳的主張の認識以上の、何か明確な(tangible)ものが必要であり、我々が思うに、それは、そうすること[筆者注：生命保険契約の保険料の支払い]によって自身の心の平和と幸福をもたらす、あるいは、この問題についてのこれ以上の心配から解放されるという、委託者の願望を思い込むことによってはもたらされない。」*Wells*, 289 U.S. at 683. See also Dodge, *supra* note 81, at 155 (fn.130).
- (90) 本稿Ⅱ2.における *Wells* 判決の事案を参照。
- (91) 米国における生命保険信託の特色としては、野一色直人「生命保険信託と課税」信託研究奨励金論集36号107頁(2015年)、110-114頁参照。
- (92) 野一色直人「生命保険信託をめぐる相続税法上の課税問題」税法学568号67頁(2012年)、67-68頁参照。

- (93) 信託協会編『信託実務講座第3巻 金銭の信託(下) 金銭債権の信託』(有斐閣、1963年) 5頁参照。生命保険信託の説明については、このほか、信託協会信託業務研究会編『新 信託銀行読本』(きんざい、1996年) 220-221頁、鯖田豊則『要点解説100 信託実務がわかる』(税務経理協会、2008年) 234-235頁、占部・前掲注(9) (「裁量信託と外国信託」) 434-436頁を参照。加えて、日本での生命保険信託の利用が低調であることを述べて、その理由を分析するものとして、海原文雄「保険信託」信託200号142頁(1999年)、143頁参照。生命保険信託の契約形式については、後掲注(99)も参照。
- (94) 生命保険信託に関して、保険金請求権を信託財産とする3つの法律的構成を説明するものとして、大阪谷公雄「生命保険信託の法律的構成」大阪谷公雄『信託法の研究(下)実務編』(信山社、1991年) 128頁[初出:1935年]参照。生命保険信託固有の論点については、たとえば新井誠「生命保険信託—米国における現状」千葉大学法学論集11巻1号9頁(1996年)、野一色・前掲注(91)および(92)、佐古麻理「米国における生命保険および生命保険信託の課税関係」税法学572号71頁(2014年)の各論文を参照。このほか、贈与税または遺産税に関する文献として、*Wells*事件と同様の、撤回不能な財源付生命保険信託における保険料の支払いで生じる米国の贈与税について述べる佐古・同上93-94頁および96-97頁、米国では撤回不能生命保険信託は遺産税の節税策であると述べるハウザー・前掲注(2) 39-40頁の、各論文を参照。
- (95) 武田・前掲注(5) 1085の9頁参照。野一色・前掲注(91) 109頁は、生命保険信託の受益者について、「[...] 当該信託の関係者である委託者等が選択した法形式が保険とは異なる信託にも関わらず、相続税法上、同一の課税関係となる理由は必ずしも明らかではないと言える。」と述べる。
- (96) 相続税法5条1項は、保険金受取人以外の者によって負担された保険料の割合の程度で、保険金は当該保険料を負担した者から贈与により取得されたものとみなすことを定める。
- (97) この点は、委託者の所得課税については、委託者が生命保険料控除を行うことができるかどうかに関わる。所得税法76条が定める生命保険料控除は、同条5項および6項において、特定の生命保険契約等で、保険金等の受取人のすべてをその保険料もしくは掛金の払込みをする者またはその配偶者その他の親族とするものが対象であるとされていることから、信託が保険料等の払込みをする場合も、実質的には委託者が払込みをするといえるかどうか、生命保険料控除の可否の決め手となろう。なお、保険契約等の契約者が誰であるかは、生命保険料控除の要件とはされていない。「タックスアンサー(よくある税の質問) No.1140 生命保険料控除」国税庁ウェブサイト ([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1140\\_qa.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1140_qa.htm) [最終閲覧日:2022年8月23日])参照。また、委託者が保険料の払込みを行う生命保険信託について、保険金の受取人が受託者である信託銀行であっても、「[...] 死亡保険金請求権又はこれに基づく死亡保険金は、税務上は本件信託の受益者が有するものとして取り扱われることになると考えます。」として、当該受益者が保険料の払込みを行う委託者の配偶者その他の親族である限り、委託者は生命保険料控除を行うことができるとされる。文書回答事例「別紙 保険契約者が死亡保険金請求権を信託財産とする生命保険信託契約を締結した場合の生命保険料控除の適用について」国税庁ウェブサイト (<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/101213/02.htm> [最終閲覧日:

2022年8月23日]参照。古い文献であるが、信託協会・前掲注(93)13頁および36頁は、財源付生命保険信託(生命保険信託設定に際し、その生命保険信託についての保険料払込みの資金として委託者から金銭等の財源を受託し、受託会社が信託所得または信託財産から保険料を払い込む信託)について、受託会社が保険料を支払う際に行う手続きとして、「委託者には保険料払込の旨を通知し、かつ、保険会社から受領した課税控除証明書を送付する」と説明している。日本の戦前の議論を紹介し、生命保険信託における保険料の実質的な負担者を、生命保険信託に係る相続税法上の課税関係の判断における考慮要素のひとつとして挙げるものとして、野一色・前掲注(92)89頁がある。

(98) 宮崎裕士「わが国所得税法における生命保険料控除の望ましい在り方」生命保険論集212号133頁(2020年)、148頁は、受託者が委託者に代わって保険契約者となり、委託者の財源で生命保険料を支払うものとしての財源付生命保険信託に関して、受託者に財源の運用と信託の目的に沿った生命保険契約を締結する権限があるものの、委託者がその財源を支払っている点では、リスク回避コストが間接的には委託者に帰属しているといえ、かつ、リスクの対象である被保険者は委託者であることに鑑みると、無財源生命保険信託の場合と同様に生命保険料控除が可能であるという示唆を述べ、「委託者が生命保険料控除を受けようとする場合、リスク回避コストの帰属の面からは無財源か、財源付かという形式的要素は、直接の判断要件とはならず、実際の保険料の支払者が誰かという実質を考慮する必要がある」と論じる。ただし、「[...]生命保険会社が、信託の受託者名義での生命保険契約を締結するか否かという問題があり、日本の生命保険会社の実務上は不可能とされているため、現状のわが国では財

源付生命保険信託は成立し得ない」とされる。同上155頁参照(脚注は省略した)。Cf. 野一色・前掲注(92)69頁(脚注(13))。日本で財源付生命保険信託が実務上成立しうるかどうかという問題をひとまず措くとすると、本稿で行った検討からは、①受託者は委託者の意思に基づいて信託所得を用いて保険料の支払いを行うのだから、実際の支払いを受託者が行うか委託者が行うかは重要でないとみて、実質的に保険料は委託者が負担していると考え、あるいは、②本稿II4.で検討したように、委託者は信託財産を所有していると考え、といった理由が考えうる。

(99) 生命保険信託に関する特筆すべき判決として、名古屋高判平成25年4月3日訟務月報60巻3号618頁がある。相続税法(平成19年法律6号による改正前のもの)に関するケースであり、また、委託者の所得課税に直接に関係するものではないが、委託者の意思と指示の違いについて述べた点で重要であると思われるため、ここで紹介する。本件の事案は、本稿に関係するかぎりでごく簡略化して述べると、次のとおりである。原告の祖父が、米国ニュージャージー州法に準拠して、原告を受益者とする信託を設定し、信託財産として米国財務省短期証券を移転したところ、受託者は、信託契約の締結から約1か月後に、受託者の名前において、原告の父であり委託者の子である者(以下、本脚注で「A」という)を被保険者とする生命保険契約を締結し、信託財産を用いてその保険料を支払った。信託契約では、受託者は生命保険契約への投資を義務づけられておらず、信託財産の運用に関して広範な権限を有していた。また、Aは、投資顧問として信託財産の投資の方針等を指示する権限を有していた。その一方で、信託契約には、本信託の目的をみたすための適切な投資戦略は生命保険証券への投資であると委託者が信ずる旨が記載さ

れていた。このような事情のもとで、本件では、本信託は生命保険信託にあたるかどうか争点のひとつとなった(本件には他にも重要な論点が複数あるが、本稿では割愛する)。名古屋高裁は、生命保険信託の契約方式として、①委託者が、その生命保険契約の保険金請求権を一定の目的の下に受託会社に信託する原則的方式と、②委託者が金銭または有価証券を信託し、受託者をして、受託者の名において委託者(または第三者)を被保険者として生命保険契約を締結せしめ、満期または保険事故発生の場合に受託者が保険金請求権を行使して得た保険金を受益者のために一定の目的に従って運用する例外的方法の2つが考えられるとしたうえで、②に該当するためには「委託者が生命保険契約を締結したのと実質的に同視できることを要するというべきであるから、信託契約において受託者に信託財産の運用方法についての裁量がなく、生命保険契約の締結が義務付けられているか、又は委託者の指図に基づいて生命保険契約を締結する場合に限られると解すべきである」と述べた。本件の信託では、信託財産の運用に関して受託者に広範な権限が認められていたことから、結論として、「本件生命保険契約は、受託者が委託者であるAの意思に沿って締結したものであるが、委託者の指示に基づいて締結したものではないから、信託財産の運用方法の一つとして締結したものであり、したがって、本件信託は、生命保険信託の例外的方法には当たらないものというべきである」と判示された。本件は、「委託者の意思に沿」うことと「委託者の指示に基づ」くことを、受託者に信託財産の運用に関する広範な権限があることをもって区別した点で興味深い。受託者のある行為が委託者の意思に沿ったものであるか委託者の指示に基づいたものであるかは、委託者の意思の表し方や、委託者と受託者(本件では、信託の投

資顧問であり委託者の子でもあるAも)の関係性(委託者の意思に受託者が沿わねばならない事情があったか)等が、事案に即して判断されることになると思われる。*See also* Suminaga, *supra* note 1, at 15-21. (*Wells* 判決後の米国の裁判例をもとに、生命保険の保険料を支払う信託について、保険料にあてられた信託所得を委託者へ課税する要件の検討を行い、信託所得を用いて保険料を支払うことが、信託証書などで明示的に取り決められていることまでは必要なく、委託者からの指示で保険料の支払いがあればそれは委託者による支配とということ、また、委託者が支払いに同意しているだけでは足りないことに加えて、受益者が信託の撤回権をもつなど、信託財産、ひいては信託所得を支配して自発的に保険料の支払いを行う場合は、委託者への課税はないことを述べた。)

- (100) 委託者が「信託財産の給付を受ける」こととされている者に該当する例として、所得税基本通達13-8に関する武田・前掲注(6)1137-1138頁参照。
- (101) 租税法における「信託財産」の語について、佐藤・前掲注(5)418-419頁(注(9))参照。
- (102) *Wells* 事件で納税者が設定した信託は撤回不可能であることおよび、信託終了時の信託財産の取扱いについては、*Wells*, 289 U.S. at 673.
- (103) *Id.* at 680.
- (104) 前掲注(68)およびそれに係る本文参照。
- (105) 佐藤・前掲注(5)266-267頁は、解釈論として、「私見によれば、本事例[筆者注：離婚時の財産分与契約の履行のために締結された信託契約]のように、信託の委託者が受益者に対して、信託以外の法律関係において債務を負っており、受益者が受け取る受益がその債務の履行にあたる場合には、課税関係を決定するにあたり信託の実



質的な受益者を委託者と考えるべき場合がある。」と述べる。なお、この指摘は、平成19年信託税制改正前の信託税制に関する議論である。また、渕・前掲注(6) 87-88頁は、信託の受託者が誰に対して忠実義務ないし fiduciary duty を負っているのかにより税法上の「受益者等」(所得税法13条)が判断されるべきであるとして、所得税法13条2項の「信託財産の給付を受けることとされていること」を、現実の支払いを受けるという意味のみで理解するべきではないと主張し、「受益者等」の第三者に対する債務の弁済として信託財産から第三者に対して現実の支払いが行われるような場合に、「受益者等」に信託財産の給付がないと考えられるという)誤解を招かないよう、「信託財産の給付を受けることとされていること」という要件を外すのも一案であると述べる。生命保険契約の法的性質および、法的義務の履行のために信託所得を用いた *Douglas v. Willcuts*, 296 U.S. 1 (1935) については、*see Suminaga, supra* note 1, at 13-15.

(106) 前掲注(105)で挙げた渕教授の議論を参照。教育資金の支払いに関する *Dodge* の議論について、後掲注(107)参照。

(107) 特定の目的での信託の設定を政策的に奨励する、または妨げるために、委託者課税という手法を利用することはできるだろうか。委託者課税に関するものではないが、特定の目的での信託の設定を政策的に奨励するための税制として、たとえば、租税特別措置法70条の2の2が定める教育資金贈与信託(1,500万円を限度として、祖父母(信託の受益者の直系尊属)が孫へ贈与税等を課されることなく金銭等を贈与することができる制度)がある。孫の親世代を飛び越しての移転である点や、教育による便益を直接に受けるのは孫であるが、教育費支出の負担が減少するという意味で親にも間接的な受益がある点で、興味深い。信託に関

して、現実に分配を受ける者が真の受益者ではないかもしれない例として、大学の学費の支払いのために祖父母から孫へ行われる分配は、実は孫の親に利益をもたらすことを、いわゆる kiddie tax と関連づけて指摘するものとして、*see Dodge, supra* note 81, at 216. また、親から子へ物的資産を贈与すれば相続税・贈与税が課される一方で、親から子への教育費の支出は贈与税・所得税が課されないという現行の制度は、教育投資の過度な優遇であると指摘される(中里実「家庭と租税制度」*ジュリスト*1059号31頁、35頁(1995年))が、教育資金贈与信託は、これを親から祖父母世代にまで拡張するものであるとみることができる。直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、教育資金の負担から利益を受けるのは誰なのか、教育というサービスを楽しむ者が得るのは何であるか、それは相続税法上の「贈与による財産の取得」に該当するか、扶養義務の履行との関係はどうかといった、興味深い論点を提示するものとして、小林栢弘「教育資金の負担は誰に対する贈与か」*税経通信*70巻13号2頁(2015年)参照。

(108) ただし、信託所得を委託者へ課税する場合を拡大すると、家族間での信託の利用が阻害されるケースが出てくると思われることから、相続税や贈与税を含めた制度設計が必要となろう。

(109) 佐藤・前掲注(5) 198-205頁は、委託者課税信託制度の構想として、①委託者が信託契約を撤回しうる場合、②委託者が信託終了時に信託元本の返還を受け取るまたは受け取りうる場合、③委託者が信託収益を直接または間接的に享受しうる場合、④委託者が信託からの受益の内容等をコントロールしうる場合には、信託を委託者課税信託として、信託の設定行為を租税法上否認し、委託者が信託財産を所有するものとみなして課税関係を決定すべきことを、ま

た、同書429頁は、法律に列挙された以外の理由で信託の否認を行うべきではないことを論じる。

(110) 財務省規則1.671-1条(c)は、将来所得の割当てが行われるケースに grantor trust rules は適用されないことを、明らかに述べている。前掲注(28)も参照。

(111) いわゆる family trust に関して、所得の割当てや消費のための支出であることを理由に信託を課税上否認するというあり方を詳しく述べたものとして、Schulz v. C.I.R., 686 F.2d 490 (7th Cir. 1982)がある。

Family estate trust と呼ばれる信託の概要と、それが租税回避のスキームとして現在用いられることはほぼない旨を述べるものとして、佐藤・前掲注(5) 68-69頁(注(20))参照。前掲注(2)も参照。

(112) ある人の所得を別の人の所得であるとして課税することは、たとえ制定法でそのように定めたとしても、そもそも違憲であろう。たとえば、Wells, 289 U.S. at 683 (Sutherland 判事による反対意見)参照。

(113) 前掲注(16)に係る本文参照。

(すみなが・かな)